介護保険以外の 高齢者サービスも ご利用ください

介護保険の認定申請をした、 おおむね65歳以上のひとり暮ら しのかたなどが対象です。日常 生活に関する支援・指導の必要 なかたはご利用ください。

要介護認定で 非該当と 認定されたかたには...

ホームヘルパーを派遣します 調理、洗濯、掃除など家事のお 手伝いをします。

利用回数:1日1回1時間未満で、

调2回まで 利 用 料:1回153円

ショートステイが利用できます

一時的にお世話する必要がある 場合に養護老人ホームなどに宿泊 できます。

利用回数:6か月に7日まで

利用料:1日381円

ほかに食事代が1日760円

デイサービスが利用できます デイサービスセンターでレクリ エーションなどを行います。

利用回数:週2回まで 利 用 料:1回300円

ほかに食事や入浴などを利用 する場合は、それぞれ350円

要介護認定で 非該当」 「要支援」要介護」と 認定されたかたには...

援助員を派遣します

外出の付き添い、食材の買い物、 庭の掃除や草取り、家屋の簡単な 修繕などを行います。

利用回数:1日1回1時間以内

で、月2回まで

利 用 料:1回120円

高齢福祉課☎(866)2095 または各在宅介護支援セン ターへどうぞ

上記以外のサービスや利用料の軽 減措置がありますので、詳しくは 高齢福祉課にお問い合わせくださ L1.



上新城道川の介護老人保健施設「あいぜん苑」で、施設サービスを 利用する米田ヨシさん(93歳)。認定の有効期限が6月末で切れるた め、認定の更新申請をし、5月29日、訪問調査を受けました。現在 の要介護1から変化がないか判断する大切な資料になります。

「手の曲げ伸ばしはうまくいくかしら」。少し緊張気味の米田さん に、調査員(写真左)がやさしく話しかけます。毎日のお世話をして いる施設職員の畠山真理子さんからもお話をうかがい、30~40分 で調査は終わりました。



いずれも場合+

ŧ

ケアマネジ 保険

課

お

すること 分の

こができま.

いに

談するか、

合わせくださ

介護保険課☎(866)206

介護保険被保険者証

要

介護区 でない

場合は、

の変更について口は、認定され

1111

ζ れて

なっているか、ご存じですか。 なたの有効期限日はいつま かたの介護保険被保険者証には、 介護保険では、この有効期 護保険のサー 有効期間が書かれています。 ビスを受け てい 間

かたは、更新の手続きを

月 30

日、7月31日

0

の

認定

の

を

て

いつでも変更申請を身体の状態が変わっ

ま

現 た

在利用した。身体のは

ているサー 状態などが

ビスが

わ

体の

ください。手続きは、有効期ください。手続きは、有効期の申請を30日または7月31日となってって違います。有効期限日が て認 60日前からできま 定 いの 有効期 間 Ιţ そ 日の を て が し 11 6 に て る 月

ただくことにな 切れる前に、 て 5